改正後	改正前
別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書 ［様式略］ ［注１・２　略］ ３　２の(2)の欄は、「Ｆ３Ｅ　142MHzから162MHzまで」又は「Ｆ３Ｅ　143.54，149.01，149.03，153.33，165.97MHz」のように記載するほか、次によること。 ［(1)～(3)　略］ (4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の３若しくは第54号の５に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。 ［ア～キ　略］ ク　2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数帯 ケ～ス　［略］ ［(5)・(6)　略］ ［４～12　略］ ［第二～第六　略］	**別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 第一　［同左］ ［様式同左］ ［注１・２　同左］ ３　［同左］ ［(1)～(3)　同左］ (4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の３若しくは第54号の５に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからシまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。 ［ア～キ　同左］ ［新設］ ク～シ　［同左］ ［(5)・(6)　同左］ ［４～12　同左］ ［第二～第六　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第一条の規定による改正前の無線設備規則（次項及び附則第四項において「旧設備規則」という。）第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十一、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備の条件については、第一条の規定による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

３　この省令の施行の際現に受けている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十一、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

４　この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十一、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

５　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。